

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関する 日本硝子計量器工業協同組合の自主ガイドライン

1. 背景と目的

水銀による環境の汚染防止に関する法律第18条に基づいて、製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するため、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の提供方法等について、日本硝子計量器工業協同組合（以下「組合」という。）としての自主ガイドラインを策定したものです。

2. 対象範囲

組合の会員企業が製造・輸入し、国内において流通した、もしくは今後流通する全ての水銀使用製品^{※1}を対象とします。

※1： 主要な水銀使用製品は、ガラス製水銀温度計、水銀を重り等とした浮ひょう、フォルタン気圧計。

3. 情報提供の在り方

組合の水銀使用製品は、主に一般の消費者向けに販売される製品ではなく、事業者向けに販売される製品であることや、その多くが商社など複数事業者を介して最終ユーザーに販売される製品であることなどの製品の特性を鑑みて、有効と考えられる以下の表示等の情報提供を推進します。

(1) 今後、国内において流通する製品

- ① 製品本体かパッケージ^{※2}に、水銀を使用していることを表示する取り組みを推進します。

※2： 可能な限り製品本体への表示を推進します。

ただし、計量性能に影響を及ぼすことから、水銀を使用していることを表示するためのシールが貼れない製品もあります。このような製品はパッケージへの表示を推進します。

- ② 納品書類に、水銀を使用していることを表示する取り組みを推進します。
- ③ パンフレット、カタログ、ウェブページに以下の事項を表示する取り組みを推進します。
- ・ 水銀を使用している製品であること
 - ・ 水銀は高い毒性を有する物質であることから、正しい使用が必要であること
 - ・ 廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと。
- また、組込製品として使用する際も、取り外して適正に分別し、排出することが必要なこと
- ④ 流通形態を踏まえた告知

組合の水銀使用製品は、その多くが商社など複数事業者を介して最終ユーザーに販売されます。このような実態を踏まえて、製品を販売する際には、以下の情報を記載した告知文書を提供し、本告知文書が消費者等までに涉るよう依頼します。

- ・ 水銀を使用している製品であること
 - ・ 水銀は高い毒性を有する物質であることから、正しい使用が必要であること
 - ・ 廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと。
- また、組込製品として使用する際も、取り外して適正に分別し、排出することが必要なこと

(2) 既に国内に流通した製品

「(1) 今後、国内において流通する製品」の推進事項のうち、③の提供を推進します。

4. 情報提供の開始時期

本自主ガイドラインの取組は、2016年12月15日から順次実施します。

なお、一部の取組みには、準備期間を要するものがありますので、2017年3月31日までは準備を整えて実施します。

2016年12月 2日
日本硝子計量器工業協同組合
理事長 横山 守二